

令和5年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

この手引きは、遠賀町内で事業を営んでいる方が償却資産申告書を作成するためのものです。償却資産とは、土地や家屋以外の事業のために利用することができる資産で、固定資産税の対象となり、1月1日現在で償却資産を所有している方は、申告義務があります。

提出期限 令和5年1月31日（火）

1. 提出書類

- ・償却資産申告書 ・種類別明細書
- ・（非課税、特例対象資産を所有の場合）届出書等

※税務署に提出された減価償却資産内訳明細書（写）、又は固定資産台帳（写）の添付をお願いします。

※ご注意ください※

- 該当資産がない場合も備考欄の「3. 該当資産なし」に○をつけ、提出してください。
- 正当な理由がなく申告されなかった場合、又は虚偽の申告をされた場合には、罰則の適用があるほか、延滞金を加算して不足税額を追徴させていただく場合があります。
- 平成28年度より、申告書にマイナンバー（個人番号・法人番号）欄が新設されています。マイナンバーの記載及び、個人の申告者の皆様は番号確認資料及び本人確認資料の添付をお願いいたします。ただし、昨年申告書にマイナンバーを記載し上記資料も提示した人は今回記載等の必要はありません。

2. 申告書の提出・問い合わせ先

〒811-4392 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀 513 番地
遠賀町役場 税務課 課税係
TEL：093-293-1237 FAX：093-293-0806

申告書を郵送にて提出される方で、受付の「控」が必要な方は、申告書の控と切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

目次

- 1. 償却資産とは1
- 2. 償却資産の申告について3
- 3. 申告の方法について4
- 4. 税額等について6
- 5. 償却資産に関するQ & A7
- 6. 記入例8

償却資産申告書等の各様式の印刷

遠賀町役場ホームページ

[くらし](#) > [税金](#) > [固定資産税](#) > [償却資産の申告](#)

1. 償却資産とは

(1) 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方、駐車場やアパートなどを貸し付けている方、農業、漁業を営んでいる方が、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等の固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

(2) 償却資産の種類

償却資産を種類ごとに例示しますと次のとおりです。

資産の種類		資産の具体例（主なものを例示）
1 構築物	構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構、広告塔、プレハブ式事務所、倉庫、井戸、ビニールハウスなど家屋と区別されるもの、その他土地に定着した土木設備等
	建物付属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作（次ページ「償却資産と家屋の区分」をご参照ください）
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械装置、クレーン等建設機械、農業用機械装置、印刷機械、クリーニング設備、ブルドーザー・パワーショベル等の土木建設機械（0、00～09、000～099のナンバーの車両）、ガソリンスタンド設備、太陽光発電設備等
3	船舶	一般船舶、作業船、漁船、遊漁船、ボート等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	自転車、リヤカー、手押し車、動力運搬車、フォークリフト等の大型特殊自動車（9、90～99、900～999のナンバーの車両）
6	工具及び備品	測定・検査工具、医療機器、厨房用機器、理美容機器、自動販売機、エアコン、家具、カーテン、陳列ケース、広告看板、パソコン、電話機、生物（鑑賞用、興行用に供する生物に限る）等

注) 自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産は入りませんが、大型特殊自動車は、運輸局への登録の有無に関わらず、全てが償却資産の申告対象です。

次の要件を一つでも満たす場合は大型特殊自動車となります。（小型特殊自動車は軽自動車税の課税対象です）

ア 農耕作業用自動車……最高速度 35km/h 以上のもの

イ 農耕作業用自動車以外のもの

a. 最高速度 15km/h 以上のもの

b. 自動車の長さが 4.7m を超えるもの

c. 自動車の幅が 1.7m を超えるもの

d. 自動車の高さが 2.8m を超えるもの

(3) 建物附属設備の償却資産と家屋の区分

この表は通常設備について一般的に区分したものです。特定の生産又は業務用の設備等については、取り扱いが異なる場合がありますので詳しくはお問い合わせください。

設備の区分		償却資産とするもの（申告の必要なもの）	家屋に含めるもの
内装・造作		賃借人等が施工したもの（「家屋に含めるもの」に記載された設備等も含む。）	
電気設備	受変電設備	変圧器並びに付属する配管及び配線一式、工業用変送電施設	
	予備電源設備	発電設備、蓄電池設備 無停電電源設備	
	中央監視設備	監視制御盤、センサー	配管、配線
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の全て
	電灯照明設備	屋外照明設備、ネオンサイン、スポットライト	屋内照明設備
	電力引込設備	引込工事	
	電話設備	電話機、交換機、電源装置	配管、配線
	放送設備	マイクロホン、アンプ、スピーカー、出力制御盤	配管、配線
	監視カメラ設備	受像機、カメラ	配管、配線
	電気時計設備	時計、配電盤	配管、配線
ナースコール設備			全て
ガス設備		屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
給排水設備	水源	井戸、屋外設備	
	給水設備	屋外設備、引込工事、ぼっき装置、ろ過装置	左記以外の設備
	排水設備	屋外設備、引込工事	左記以外の設備
衛生設備		事業用流し類	左記以外の設備
給湯設備	局所給湯設備	貯湯槽	配管等
	中央給湯設備	ソーラー式集熱器	左記以外の設備
防災設備	火災報知設備	屋外設備	自動火災報知設備
	消火設備	消火器、避難器具、ガスボンベ、屋外消火栓設備	左記以外の設備
	避雷設備		全て
換気設備		特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
空調設備		ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
運搬設備		特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
厨房設備		調理機器、食器洗浄器、製氷機、冷凍冷蔵庫 事業用(飲食店・病院等)の厨房設備	
その他設備	洗濯機設備	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機等	
	医療機器設備	医療用ガス設備、吸引設備、滅菌水製造設備、ボンベ、真空ポンプ、消毒設備、手術設備等	
	その他	広告塔、看板、簡易仕切、陳列棚、機械式駐車設備、POS システム、ブラインド、LAN 設備等	
外構設備		舗装路面、門、塀等の土木設備又は工作物	

2. 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

令和5年1月1日現在、遠賀町内に償却資産を所有している法人や個人の方で、次に掲げる方も含まれます。

- ア 償却資産を他に賃貸している方
- イ 割賦販売の場合、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- ウ 償却資産の所有者が分からない場合は、使用されている方
- エ 償却資産を共有で所有されている方
- オ 「所有権移転外ファイナンス・リース取引」に該当するリース資産を所有されている方（原則としてリース会社） ※取得価格が20万円未満のリース資産（法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項）は、申告対象外
- カ 内装・造作、建築設備等を取りつけた賃借人（テナント）等の方（地方税法第343条9項）

(2) 申告もれとなりやすい資産

令和5年1月1日現在、事業の用に供することができる資産で、次に掲げる資産も含まれます。

- ア 建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産及び償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- イ 遊休又は未稼働の資産
- ウ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区別して取り扱います。）
- エ 福利厚生の用に供するもの
- オ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産であっても、固定資産に関する帳簿等に計上されているもの
- カ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの

(3) 申告の必要がない資産

- ア 無形固定資産（鉱業権、漁業権、特許権、営業権、ソフトウェア等）
- イ 車両及び運搬具のうち、自動車税の課税対象となる自動車並びに軽自動車税の課税対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車
- ウ 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上していないもの（一時に損金算入しているもの）
- エ 取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年で一括償却しているもの

(4) 申告内容の確認調査について

適正に申告されていることを確認するため、資料提供の依頼や問い合わせ、実地調査を行います。（地方税法353条及び408条）その際にご協力をお願いします。また、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。（地方税法354条の2）調査に伴って追加申告をお願いすることがありますが、その場合は資産の取得年次に応じて、地方税法第17条の5第5項の規定により遡って（5年度間）課税することになりますので、あらかじめご了承ください。

3. 申告の方法について

(1) 提出していただく書類

申告内容	提出書類		
	償却資産申告書	種類別明細書	
令和4年1月2日～令和5年1月1日の償却資産について		増加資産・全資産用	減少資産用
はじめて申告される方	「1. 資産の増減あり」に○をつけて提出	全ての資産を記入して提出	提出不要
増加、減少がある方	「1. 資産の増減あり」に○をつけて提出	増加資産を記入して提出（なければ提出不要）	減少資産を記入して提出（なければ提出不要）
増減がない方	「2. 資産の増減なし」に○をつけて提出	提出不要	提出不要
該当する資産がない方	「3. 該当資産なし」に○をつけて提出	提出不要	提出不要
廃業、転出、名称変更等異動のあった方	「異動事項(異動日 年 月 日)」を記入し、該当する異動理由に○をつけて提出	提出不要	提出不要

ア 税務署に提出された減価償却資産内訳明細書（写）又は、固定資産台帳（写）の添付をお願いします。

イ 住所や社名等の変更があった場合は、備考欄に変更前の住所、社名等を記入してください。

ウ eLTAXで電子申告される場合も、必ず増加、減少の種類別明細書をご提出ください。

(2) 国税（法人税・所得税）との比較

ア 少額資産の取り扱いについて

国税の取り扱い	取得価格	固定資産税（償却資産）の取り扱い		
		10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満
使用可能期間が1年未満又は取得価格10万未満の資産のうち一時に損金（必要経費）算入（注1）		申告対象外		
取得価格20万未満の資産のうち3年間で一括償却（注2）		申告対象外		
租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金（必要経費）算入（注3）		申告対象		
個別に減価償却		申告対象		

（注1） 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条

（注2） 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

（注3） 中小企業特例の適用は、平成15年4月1日から令和6年3月31日までに取得した資産です。（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）ただし、取得価格が10万円未満での中小企業特例の適用は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

イ 国税（法人税・所得税）との主な違い

項目	固定資産税（償却資産）の取り扱い	国税の取り扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	定率法	定額法、定率法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません（※）	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
増加償却、陳腐化償却（耐用年数の短縮）	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円まで）
改良費（資本的支出）	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価（平成19年3月31日以前は、合算評価）

※ 圧縮記帳の制度は固定資産税（償却資産）においては認められておりませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額で申告してください。

（3）取得価額と耐用年数

ア 取得価額

取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、関税、その他償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。

取得価額の算出方法は、法人税又は所得税の取扱いと同じです。ただし、取得価額が30万円までの少額資産、圧縮記帳の制度等の国税との違いは前記の一覧表にてご確認ください。

イ 耐用年数

耐用年数は法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。

- a. 法定耐用年数……減価償却資産の耐用年数に関する省令別表をご覧ください。（通常はこの耐用年数により申告してください。）
- b. 中古見積耐用年数…耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数。
- c. 短縮耐用年数……法人税法又は所得税法の規定によりその耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときのその耐用年数をいいます。なお、この場合は国税局長の承認通知書の写を申告書に添付して提出してください。

（4）課税標準の特例について

地方税法第349条の3、同法附則第15条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。該当する資産を持っている人は、特例適用申請書に添付書類を添えて提出してください。例）先端設備等に係る課税標準額の特例 等

（5）納期

5月、7月、12月、2月のそれぞれの末日（12月は25日）が納期限になります。納期限が休日の場合、翌営業日になります。ただし過年度分の納期は1回のみとなります。

4. 税額等について

(1) 税額の算出方法

税額 (100円未満切り捨て) = **課税標準額** (1,000円未満切り捨て) (※) × **税率** (1.4%)

(※) 課税標準額とは令和5年1月1日現在の償却資産の評価額の合計です

(2) 償却資産の評価額の算出方法

申告していただいた資産を1件ずつ資産の取得時期、取得価額及び耐用年数から算出します。

ア 前年中に取得のもの (取得初年度は半年償却で算出します)

評価額 = 取得価額 × (1 - 耐用年数に応じた減価率 × 1/2)

イ 前年前に取得のもの

評価額 = 前年度の評価額 × (1 - 耐用年数に応じた減価率)

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。

[例] 取得価額 250,000円、取得時期平成26年2月、耐用年数4年の償却資産の評価額の計算

耐用年数4年に応ずる減価残存率……下表 [減価率・減価残存率表] より

0.781 (取得した翌年)、0.562 (取得した翌年以降)

H27 250,000円 × 0.781 = 195,250円

H28 195,250円 × 0.562 = 109,730円

H29 109,730円 × 0.562 = 61,668円

H30 61,668円 × 0.562 = 34,657円

H31 34,657円 × 0.562 = 19,477円

R2 19,477円 × 0.562 = 10,946円 < 12,500円

※令和2年度で算出額が取得価額の5%(12,500円)より小さくなるので、令和2年度以降は12,500円で評価されます。

[減価率・減価残存率表]

耐用年数	減価残存率			耐用年数	減価残存率			耐用年数	減価残存率		
	減価率	前年中取得のもの	前年前取得のもの		減価率	前年中取得のもの	前年前取得のもの		減価率	前年中取得のもの	前年前取得のもの
		(r)	(1-r/2)			(1-r)	(r)			(1-r/2)	(1-r)
-				11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	45	0.050	0.975	0.950
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955

(3) 免税点

償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

償却資産に関する Q&A

Q1 償却資産は、なぜ申告しなければいけないのですか？

A1 償却資産は、土地・家屋のような登録制度がないため地方税法383条の規定により、所有者は毎年1月1日現在(賦課期日)の資産を申告する義務があります。

Q2 アパートを所有し、賃貸業を行っていますが、申告が必要ですか？

A2 必要です。家屋の評価に含まれないルームエアコンや、敷地内アスファルト舗装等が対象となります。

Q3 駐車場を経営していますが、申告は必要ですか？

A3 駐車場のアスファルト舗装(車止めや白線を含みます)、周囲のネットフェンス、外灯、植栽などは、償却資産として申告の対象になります。

Q4 店舗等を借りている場合、申告は必要ですか？

A4 店舗を借りている方が取り付けした内装、造作、建築設備等の資産(特定附帯設備)は、店舗を借りている方が償却資産として申告が必要です。

Q5 確定申告をしていますが、償却資産の申告もしなくてはならないのですか？

A5 必要です。確定申告(所得税)や町県民税申告(住民税)は所得に関する申告です。償却資産は「固定資産税」ですので、別途申告をお願いします。

Q6 耐用年数を過ぎた古い資産であっても、申告が必要ですか？

A6 必要です。古い減価償却済資産であっても、事業の用に供されている場合は申告対象となります。固定資産税における償却資産の評価額の最低限度は、取得価格の5%です。

Q7 使っていない資産も申告は必要ですか？

A7 使用していなくても、未稼働資産や遊休資産であれば、申告する必要があります。

Q8 昨年に比べて、償却資産の内容に変更がなくても申告が必要ですか？

A8 必要です。申告書右下の備考欄の「資産の増減なし」を○で囲んでください。

Q9 廃業・清算終了しましたが、申告する必要がありますか？

A9 必要です。廃業・清算終了した旨の申告をお願いします。申告書右下の備考欄「廃業、解散等」に○をつけ、異動日を記入してください。

Q10 償却資産の申告をもらしていた場合は、どのようにしたらよいですか？

A10 「種類別明細書」に資産名称、取得年月等を記入し、摘要欄に「申告もれ」と記入し、「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」の「前年前に取得したもの(イ)」の取得価格を修正して申告してください。

Q11 固定資産税(償却資産)がかからない場合があると聞きましたが、どのような場合ですか？

A11 算出した課税標準額が150万円未満の場合です。ただし、償却資産の申告は必要となります。

Q12 所有者が死亡して相続しましたが、どのように申告すればよいですか？

A12 申告書の住所、名前欄を新所有者のものに書き換え、右下備考欄に「○月○日旧所有者死亡のため、新所有者相続」と記入してください。

Q13 パソコンで電子申告ができますか？

A13 償却資産の申告は、eLTAXを利用した電子申告がご利用いただけます。

Q14 耐用年数が分からない場合はどうすればよいですか？

A14 「法定耐用年数」が財務省令で定められていますので、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表をご覧ください。インターネットでは、電子政府の総合窓口e-Govのサイトで「減価償却資産の耐用年数」を検索するとご覧いただけます。

※前年度に申告している方は令和4年中に取得した資産を、初めて申告される方は町内に所有している全ての対象資産を記入します。

償却資産申告書記入例

住所・氏名（法人名および代表者氏名）を記入してください。変更がある場合は朱書きして下さい。

該当する内容を記載します。
 ※平成28年度分より、「3.個人番号または法人番号」欄が新設されました。3.にマイナンバーを記入してください。
個人の方の場合は番号確認資料・本人確認資料が必要となります。

該当する方を○で囲みます。8~11で有に該当する場合は以下の添付書類が必要です。
 ● 8.「承認通知書」の写し
 ● 9.「届出書」の写し
 ● 10.「非課税申告書」、非課税資産は取得価格に含めずに記載してください。
 ● 11.「特例適用申請書」、その他必要書類(初年度のみ)
 また、提出される添付書類名を「18.備考」に記入してください。

令和5年1月20日 遠賀町長様		所有者コード 12345678	
住所 1 住所	オンガチョウオンガガワイッチョウメ1-1 遠賀町遠賀川一丁目1番1号 電話 093-293-1234	3 個人番号又は法人番号 11111111111111	8 短縮耐用年数の承認 有・無
氏名 カ) オンガデンキ (株) 遠賀電気 代表取締役 遠賀 太郎 屋号 まちの電気屋さん	4 事業種目 (資本等の金額) 電気機器製造業 (10,000,000 円)	5 事業開始年月 昭和63年4月	9 増加償却の届出 有・無
前年取得した資産の取得価額の合計額を種類別に記入してください(印字済みの場合は記入不要) ※この欄は前年度の(二)の額と同じです。	6 この申告に回答する者の係及び氏名 経理課 遠賀 花子 (電話 093-293-1234)	7 税理士等の氏名 遠賀会計事務所 遠賀 一郎 (電話 093-293-1234)	10 非課税該当資産 有・無
取得価額	11 課税標準の特例 有・無	12 特別償却又は圧縮記帳 有・無	13 税務会計上の償却方法 実率法 定額法
前年取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
7,500,000		2,000,000	9,500,000
2 機械及び装置 45,500,000	24,800,000	31,800,000	52,500,000
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品 6,122,600 5,554,600	548,000		5,574,600
7 合計 59,122,600 58,554,600	25,348,000	33,800,000	67,574,600

二十六号様式

遠賀町内における資産の所在地を全て記入してください。多数ある場合は別紙に記入し提出してください。

該当する方を○で囲んでください。16が「有」に該当する場合は貸主の名称、住所等を記入してください。

番号8~11の届出書等の名称を記入してください。

該当するものに○をつけて下さい。町内に対象となる資産を所有していない場合は「3.該当資産なし」に○をつけてください。
該当資産がない場合でも、申告書の提出をお願いします。

前年中に減少した資産の取得価額の合計額を種類別に記入してください。※この欄は種類別明細書(減少資産用)の取得価額の合計額と同じです。

前年中に取得した資産の取得価額の合計額を種類別に記入してください。※この欄は種類別明細書(増加資産用)の取得価額の合計額と同じです。

資産の種類	評価額 (ホ)	決定価格 (ヘ)	課税標準額 (ト)
1 構築物			
2 機械及び装置		(イ)-(ロ)+(ハ)によって算出した額を種類別に記入してください。	
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

この欄は企業電算申告型式の方のみ記入してください。その他の方は空欄でかまいません。

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地

① 遠賀町遠賀川一丁目1番1号
②
③

16 借用資産 (有・無)

貸主の名称等
(株)遠賀リース
福岡県〇〇市〇〇番〇号
瓦〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

17 事業所用家屋の所有区分

自己所有・借家

18 備考(添付書類等)

① 資産の増減あり 2 資産の増減なし 3 該当資産なし

異動事項(異動日 年月 日)

1. 廃業、解散等 2. 町内事業所廃止
3. 名称(氏名)の変更 4. 送付先の変更
5. その他()

異動事項がある場合は、年月日を記入し、該当項目を○で囲んでください。

種類別明細書（増加資産・全資産用）記入例

※前年度に申告している方は令和4年中に取得した資産を、初めて申告される方は町内に所有している全ての対象資産を記入します。

次のような事項を記入します。

- 課税標準の特例を適用する場合は、その適用条項例（先端設備等の特例適用）： 地方税法附則第64条
- 耐用年数の変更があった場合には、その旨の表示
- 短縮耐用年数を適用している資産については、その旨の表示
- 増加償却を行っている資産については、その旨の表示
- 資産の申告もれがあった場合、その旨の表示

所有者コード		予備		所		所		所		所		所		所		
行 番 号	資産 の 種 類	資産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	減 価 残 存 率	価 額	課 税 標 準 の 特 例		課 税 標 準 額	増 加 事 由	摘 要
					年 号	年	月					率	コード			
12345678		資産コード欄は空欄で結構です。		(株) 遠賀電気												
01	1		ショクサイ		5	2	03	2,000,000	07					1・2		
02	2		ハンドウタイセツピ	1	5	2	05	31,800,000	04					1・2		
03	6		パソコン	2	5	1	09	568,000	04					1・2	申告もれ	
小 計								33,800,000								

既に申告されたことのある方は、同封の申告書右上に記載されている所有者コードを記入します。わからない場合は空欄で結構です。

この欄は企業電算申告型式の方のみ記入してください。その他の方は空欄でかまいません。

該当する増加事由の番号を○で囲んでください。
1.新品取得 2.中古品取得
3.移動による受け入れ 4.その他

資産の種類	資産の種類に対応する数字を記入してください。1 構築物、2 機械及び装置、3 船舶、4 航空機、5 車両及び運搬具、6 工具器具及び備品
資産の名称等	資産の名称を記入してください。
数 量	資産の数量を記入してください。数量が1000以上のときは999と記入してください。
取得年月	資産を取得した年月を和暦で記入してください。 年号は対応する数字を記入してください。 3 昭和、 4 平成、 5 令和
取得価額	資産を取得するために支払った金額（輸送費、据付費等の付帯費を含む。）を記入してください。
耐用年数	資産に対応した耐用年数を記入してください。

種類別明細書（減少資産用）記入例

※前年度に申告いただいている方は令和4年中に減少した資産を記入してください。初めて申告される方は記入の必要はありません。

所有者コード		予備		所有者名		所有者名		所有者名		所有者名		所有者名		所有者名	
行 番 号	資産 の 種 類	資産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分		摘 要	増 加 事 由	摘 要
					年 号	年	月				1売却	2減失			
12345678				(株) 遠賀電気		1 枚のうち									
01	2	00002008	ハンドウタイセイゾウセツピ	1	4	05	12	24,800,000	05		1・2	3・4	1・2		
02	6	00005005	パソコン	1	4	12	04	348,000	04		1・2	3・4	1・2		〇〇市△△電気屋へ
03	6	00011002	キャビネット	2	4	03	10	200,000	05		1・2	3・4	1・2		取得価額50万円（数量5）のうち20万円（数量2）分減少
小 計								25,348,000							

減少した資産の資産コード（同封の償却資産明細表に記載されている8桁のコード）を記入してください。

資産の一部が減少した場合（減少の区分が2）は、次の例のように記入してください。
例：取得価額50万円（数量5）のうち20万円（数量2）分減少

第二十六号表二